

委員会提出議案第1号

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年3月13日

狭山市議会議長 内藤光雄様

提出者 狭山市議会議会運営委員会

委員長 笹本英輔

提案理由

狭山市行政組織規則の改正に伴い、常任委員会の所管に関する規定を改めたいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項第1号エ中「産業振興課、商業観光課」を「商工観光課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。